

第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）



令和3年度 介護保険制度の改正

高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

今回の改正では、第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定に伴う介護保険料の見直しや、制度改正に伴う介護保険サービスの利用者負担の上限額、居住費等・食費の負担が軽減される負担限度額が一部変更されました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 制度改正の内容（令和3年8月施行） ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

改正① 介護保険サービスの利用者負担上限額が一部変更となります

同じ月のサービスの利用者負担の世帯合計額（支給限度額を超えた分等は除く）が一定の上限額を超えたときに、申請により超えた分が後から支給される「高額介護サービス費」が改正されました。

令和3年7月算定分まで

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上	44,400円
一般	44,400円
住民税世帯非課税等	24,600円
・合計所得金額、課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
生活保護の受給者	15,000円（個人）
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

令和3年8月算定分から

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
年収約1,160万円以上	140,100円
年収約770万円以上～約1,160万円未満	93,000円
年収約383万円以上～約770万円未満	44,400円
一般	44,400円
住民税世帯非課税等	24,600円
・合計所得金額、課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
生活保護の受給者	15,000円（個人）
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

改正② 居住費等・食費が軽減となる介護負担限度額が一部改正されます

低所得のサービス利用者が申請して認められた場合、居住費等・食費が負担限度額まで軽減となる「介護保険負担限度額」が一部改正されました。（次ページ上段記載）

介護保険負担限度額

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所サービス	短期入所サービス
第1段階 ●本人、世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人、世帯全員が住民税非課税で、合計所得額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 (600円) ※1
第3段階 本人、世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人（令和3年7月まで）	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
	令和3年8月 第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※1は、令和3年8月から。 ※特養と短期入所を利用した場合は（ ）の金額となります。また、令和3年8月から資産要件（預貯金等）基準が細分化され、第1段階（単身1,000万円/夫婦2,000万円）、第2段階（単身650万円/夫婦1,650万円）、第3段階①（単身550万円/夫婦1,550万円）、第3段階②（単身500万円/夫婦1,500万円）となります。

改正③ 介護保険料の引き下げを行います

市の介護認定者数・認定率の推計や、第8期介護保険事業計画期間内の介護サービス給付費等の見込み額の算出により、介護保険料を算定しました。

第8期介護保険事業計画における介護保険料額の設定

所得段階	対象者	年間保険料（保険料率）
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金受給者または公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額（※長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額）から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	16,900円 (基準額×0.30)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円を超え120万円以下	28,200円 (基準額×0.50)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が120万円超	39,400円 (基準額×0.70)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	50,700円 (基準額×0.90)
第5段階（基準額）	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で第4段階以外	56,400円 (基準額×1.00)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	67,600円 (基準額×1.20)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	73,300円 (基準額×1.30)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	84,600円 (基準額×1.50)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	95,800円 (基準額×1.70)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上	101,500円 (基準額×1.80)

※保険料基準額は56,400円（月額4,700円）となります。

※第1段階から第3段階については、消費税増税に伴う軽減措置適用後の保険料を記載しています。